議案第124号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「「職員」を「これらを「職員」に改め、同条第３項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を、「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第５条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の２項を加える。

２　第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち管理者が定める基準に従い決定した当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（第18条第１項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）その他の管理者が定める職員にあつては、管理者が定める額）に12を乗じ、その額を鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年鹿児島県条例第４号）第２条第１項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同条例第９条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を考慮して管理者が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額）が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第10条の５第１項に規定する在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額を下回るものに対して、採用の日から管理者が定める日までの間、支給する。

３　前項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、管理者が定めるところにより、前項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第９条の３を第９条の４とし、第９条の２の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第９条の３　転居手当は、職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離

（往来距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には、管理者が定める区間の距離）が管理者が定める距離以上である職員に対して、管理者が定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条の規定により単身赴任手当が支給される間）、支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。

２　前項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として管理者が定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、管理者が定める。

３　第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、管理者が定めるところにより、前２項の規定に準じて、転居手当を支給する。

４　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

⑵　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

⑶　往来距離　管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

⑷　単身赴任手当支給職員　前条の規定により単身赴任手当を支給される職員

第18条第１項中「第５条」を「第５条第１項」に、「地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第２項中「第５条」を「第５条第１項」に改め、同条第４項中「から第６条まで」を「、第５条第１項、第６条」に改め、同条第５項中「から第６条まで、第８条の２」を「、第５条第１項」に改め、「第９条の３」の次に「、第９条の４」を加える。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第１号において「改正後の企業職員給与条例」という。）第９条の３の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「より、」とあるのは「より、令和９年４月以降、」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

⑴　令和６年４月２日からこの条例の施行の日の前日までの間に異動等（改正後の企業職員給与条例第９条の３第４項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

⑵　この条例の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第９条の２の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

⑶　その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員

（提案理由）

第二種初任給調整手当及び転居手当を新設する等のため、所要の改正をしようとするものである。